

報告 2024年10月10日 国相手の大飯原発運転停止を求める裁判(大阪高裁) 第7回口頭弁論

原告、短周期の地震動1.5倍ケースに地震規模のばらつきを考慮すべき

基準地震動は現行856ガルが1150ガルになり、耐震性は保証されない

次回第8回：2025年1月17日(金)14:15 次々回第9回：4月18日(金)14:00



口頭弁論後の報告・交流会

10月10日、国を相手とする大飯原発3・4号の運転停止を求める裁判(大阪高裁)の第7回口頭弁論が大阪地裁202号法廷で行われた。原告側は70名近くが参加した。前回までの弁論更新の後、非公開の進行協議で、争点の整理、今後の予定等が議論されてきた。それを踏まえ原告は、基準地震動の過小評価について準備書面(10)を提出した。国は、一審被告第17準備書面(入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメント

をそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることの合理性)、及び第18~21準備書面を提出した。

◆ 法廷：原告は準備書面(10)で、国の不確かさの考慮だけで良いとの主張を批判

法廷ではまず、裁判長が双方の提出書面を確認。次に原告側武村弁護士が、準備書面(10)の要旨を陳述し、国の第17準備書面の不確かさの考慮だけでよいとする主張を次のように批判した。

・経験式が有するばらつきの原因は断層面積ではなく、剛性率 μ と平均すべり量 D の積 μD にある。

経験式である入倉・三宅式は下の式で示される(M_0 は地震モーメント S は断層面積)。

$$M_0 = (S \div 4.24 \times 10^{11})^2 \times 10^{-7}$$

これに対して定義式は次の式(μ は剛性率、 D は平均すべり量)。

$$M_0 = S \mu D$$

すなわち、同じ断層面積 S であっても、 μD が異なれば地震規模 M_0 はばらつく。右図で入倉・三宅式の線上のBが示す地震規模 M_{0B} (地震規模 M_0 の平均値)

$= S \mu_B D_B$ と、別のデータ点Aの $M_{0A} = S \mu_A D_A$ の差が M_0 の乖離(ばらつき)である。乖離の原因は μD により規定されており、断層面積 S などで代替しようとする国の主張は誤りである。

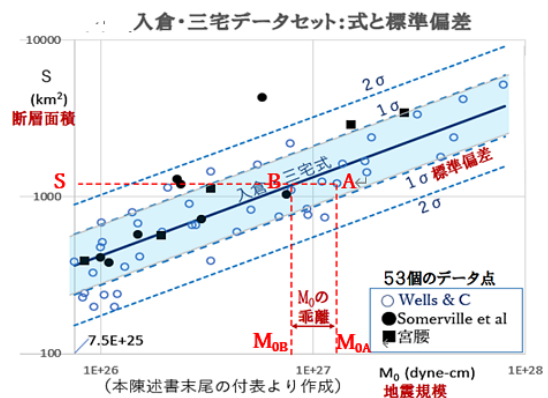
・国は、入倉・三宅式にばらつきがあることを踏まえても、短周期1.5倍ケースで十分に保守的な地震動評価が行われるのでばらつきの考慮は不要と主張している。しかし、これは不確かさの考慮であり、経験式の有するばらつきの考慮は別に必要である(詳しくは報告会の説明参照)。

さらに国第19準備書面について、震源インバージョンによらない断層面積を入倉・三宅式に用いて得られる地震モーメントは過小評価になるとの原告主張への反論になっていないと批判した。

裁判長は最後に、次回と次々回の口頭弁論の期日を確認し、法廷を10数分間で終了した。

その後、別会場の進行協議(非公開)に弁護団等は参加した。

原告、支援者は報告・交流会の会場に移動した。進行協議参加の弁護団等が到着するまでの間、交流会を先に開始し、到着後報告会に切り替えた。以下の報告は、報告会、交流会の順に行う。

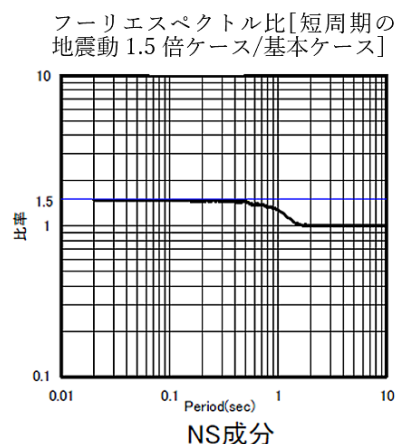


◆報告会：進行協議の紹介と本日の書面の説明

報告会では、冠木弁護士が本日の法廷の概略と進行協議の内容を紹介し、補足発言もあった。国は、第17, 19以外に、第18準備書面（原子力規制委員会による原子炉設置（変更）許可に係る専門技術的裁量の内容）、第20準備書面（敷地内破砕帯に関する補充主張）、第21準備書面（質問事項（地震動）回答）を出している（第20, 21は裁判所の質問に対する回答）。

原告は、これら書面の検討を行い、第20書面など必要なものに対し反論の書面を出す予定。裁判長から、「先が見えてきている、そろそろ締めにかかる準備」などの発言があったとのこと。続いて、本日の書面の説明が武村弁護士からあった。以下、1.5倍ケースに絞って紹介する。

小山さんが、会場から質問が出た震源インバージョンについて図で説明し、続いて短周期の地震動の1.5倍ケースについて関電のグラフ（右図）を示した。原発の重要施設で考慮すべき短周期領域で地震動の加速度のフーリエスペクトル比を基本ケースに対し1.5倍にしていると説明。武村弁護士は、これは新潟県中越沖地震後に保安院から、想定される地震規模から地震動の最大加速度を想定する際の不確かさの考慮として指示されたもの。地震規模のばらつきは考慮されていないと説明した。事務局から、1.5倍ケース 856ガルに対してばらつきの考慮をすると最大加速度は1150ガルとなると補足があった。これに備えなければ耐震性の保証はない。



◆交流会：関電の乾式貯蔵施設、京都府北部の戸別訪問・アンケートの紹介と議論

交流会は、六ヶ所再処理工場の完成延期と関電の使用済燃料対策の破綻という新しい状況の紹介に続き、乾式貯蔵施設の問題点、京都府北部の戸別訪問・アンケートの途中経過が紹介された。

▼乾式貯蔵については、狭い敷地に無理やり押し込むことの矛盾について説明があった。一例を挙げると、「非常な急な斜面に離隔距離なしに置くのは初めて。多量の土砂が貯蔵施設の上に乗ってしまうとキャスクの温度は上がっていく。それは大丈夫か確認する必要がある（7月12日審査会合での石渡前委員の発言）」。これに対し関電は、キャスクの下から30%が土砂に埋もれた場合のみを評価した（9月24日審査会合）。完全に埋もれた場合で大丈夫か評価すべきだ。

▼京都府北部の戸別訪問は6月以降、9回以上行われ、アンケートは582枚（目標の66%、10月6日現在）集まっている。回答の大きな特徴は、約8割もの人が乾式貯蔵の計画を知らず、住民への説明が必要と考えていること。戸別訪問参加者から、現地の状況が紹介された。無人駅でコンビニもない地域もあり、空き家も多い。その中に人々が暮らしている。高齢者が多く、避難が難しい。乾式貯蔵のことなど聞いていない、子や孫に核のごみを残したくないという声を聞いた。これらの気持ちをアンケートで集め、自治体、議員などに働きかけていく。協力をお願いしたい。

終わりに、裁判の会会計から原告費用納入のお願いとカンパの呼びかけが行われた。

参加者からは、老朽原発40年廃炉名古屋訴訟の来年3月14日判決の紹介、10月26日いたみ集会の参加呼びかけ、チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決20周年の集会の紹介があった。

今後も法廷内外の取り組みを強めていこう。次回法廷に多数の参加を呼びかけていこう。

◎裁判の書面一式 <https://x.gd/XwKPr>

2024年10月17日 おおい原発止めよう裁判の会 事務局